官

〇農林水産省令第二十一号

第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め

平成十七年三月十日

項植物の欄中「及び第三十八」を「、第三十八及 び第四十四」に改め、付表に次のように加える。 七十三号)の一部を次のように改正する。 「、第三十九及び第四十五」に改め、同表の五の 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

され、他の地域を経由しないで輸入されるさ四十四 オーストラリアのタスマニアから発送

める基準に適合しているもの

くらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定

四十五
イタリア共和国から発送され、他の地 域を経由しないで輸入されるタロッコ種のス 附 則 大臣が定める基準に適合しているもの ウィー トオレンジの生果実であつて農林水産

この省令は、公布の日から施行する。